

# 全日本自治体退職者会ジェンダー平等アクションプラン

(2023年第48回定期総会決定)

## 1. はじめに

- (1) 自治退は、2021年11月11日開催した第47回定期総会2022年度運動方針において、『①憲法が保障する「個人の尊厳と両性の本質的平等」と「男女共同参画社会基本法」の理念を社会のすべての場面で実現することをめざします。②このため、自治退として退職者連合が掲げる「ジェンダー平等に関する制度政策要求」と、「退職者会組織運営における責任ある立場の女性比率を30%まで引き上げる目標」を共有して取り組みます。』との確認を行ってきた。
- (2) 日本退職者連合は、『ジェンダー平等をめざして「社会的平等」「雇用平等」「運動における平等」「家庭生活における平等」「男女平等参画推進計画にもとづく第1次行動計画』』を確認し、『①あらゆる会議意思決定の場に2025年までに30%の女性参加を求める。②運動方針にジェンダー平等の取り組みを明記。③産別・地方退連に「ジェンダー平等委員会」の設置。④連合のジェンダー平等推進のための活動と連携』を確認している。
- (3) 自治退は退職者連合とともに、性自認・障害の有無・国籍等の多様性が尊重され、誰もが個人として尊重される公正な社会、安心して生きられる社会づくりに取り組むことを方針化している。ジェンダー平等は公正な社会にとって不可欠であり、自治退組織運営におけるジェンダー平等は一刻も早く実現すべき課題である。
- また、自治労方針は「運動のあらゆる分野において、男女が参画する機会を平等に確保し、ともに責任を担うとともに、性的指向・性自認を尊重し、多様な人が集う組織となる」とこととし、性的役割分担意識の固定化の払拭やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）に基づく行動様式からの脱却を目指している。
- (4) 2022年組織実態調査が示す自治退の現状は以下の通りとなっている。

単会役員総数7,057人（2021年比73人減）における女性役員は1,738人（2021年比10人減）、比率は24.63%（2021年比0.11%増）しており、会員総数に占める女性比率31.61%には及ばないものの、微増している。

一方、単会三役総数2,131人（2021年比9人増）における女性三役は350人（2021年比4人減）、比率は16.42%（2021年比0.27%減）と三役総数が増加しているにもかかわらず女性三役は微減している。

県本部役員総数887人（2021年比53人増）における女性役員は102人（2021年比7人増）、比率は11.50%（2021年比1.54%増）となっている。県本部三役総数242人（2021年比8人増）中、女性は19人（2021年比1人減）となっている。

女性が会員総数の31.61%を占めているにもかかわらず、全国の自治退組織における「責任ある立場の女性役員」は現状では目標を大幅に下回っている。増加のペースも極めて遅いと言わざるを得ない。

- (5) 現状は、男性を中心となり男性社会に根付いている退職者会と言わざるを得ない。男女平等社会の実現に向けた世界の潮流「203050」（2030年までに意思決定の場に女性が50%入る）を意識し、組織が変革を起こすと言われる境界である30%以上の女性参画を「達成すべき目標」として強く打ち出す。女性役員を増やすことによって、「女性が加入しやすい、参画しやすい退職者組織」を構築し、自治退の組織拡大・強化を推進することは必須の課題である。

現状を克服し自治退の運動方針を具現化するために、自治退のすべての組織で「ジェンダー平等アクションプラン」を策定し、ジェンダー平等実現の取り組みを通じ、運動の豊富化をはかり自治退の組織拡大・強化を推進する。

- (6) なお、自治退財政の現状や組織実態を踏まえ、会議や集会の開催などが財政悪化をもたらさないよう、組織運営に十分考慮しなければならない。

したがって、Web会議の活用を前提としたアクションプランの実現をめざすことが必要だと考える。そのためには、現役との協力・連携が必須であることから自治労本部を通じ県本部・単組に対する機器活用の協力要請を行うと共に、自治退本部は各県本部や単会の実態を把握し、Web活用に支障のないよう具体的な方策を講ずる。

- (7) 以下に示すアクションプランは、現行の自治退規約に基づく組織運営が実態としてジェンダー平等実現につながっていないことを踏まえ、規約・規定にこだわらず組織運営の実態をジェンダー平等に近づけるための、実施期間を限定した試行的プランである。実施期間終了後はジェンダー平等を担保するための規約・規定の検討につながることを期待する。

## 2. アクションプラン

- (1) 自治退本部の取り組み

＜総会＞

自治退第47回定期総会は、コロナ感染拡大防止のため委任状を活用し規模を縮小しての開催だったため、代議員の性別内訳は記録されていないが、「女性比率30%」の目標からはかなり距離があることが推察されることから、以下の改善指標を設定する。

- ① 自治退本部は、各県の代議員割当数の通知にあたり、一方の性が全体の30%を下回ることの無いよう内訳数を付して通知する。なお、代議員数が1人の県本部については女性特別代議員枠として1人を上積みする。代議員数2人以上の県本部については、小数点以下の端数を切り上げて内訳数を定める。
- ② 各県本部は、代議員を選任するにあたり、本部の要請数に基づき一方の性が全体の30%を下回ることの無いよう、選任を行う。
- ③ 本部は総会記録作成に際し、役員及び各県代議員の性別内訳一覧を添付する。

#### <県本部代表者会議>

2022年5月現在県本部会長の任にある女性は1人、事務局長は0人、9地連組織の三役の任にある女性は不明。規約第17条第3項に定める県本部代表者会議構成員が男性に偏っている現状の下、会議のジェンダーバランスを改善するためには時限的な特別措置が不可欠である。このため「一方の性が全体の30%を上回る」目標を達成するため、以下の特別措置によりジェンダーバランスを改善する。

また、会議へのWeb参加を容認するとともに、県代会議そのもののWeb開催に努めることにより経費増を抑制する。

**特別措置** 県本部代表者会議に出席する各県代表者について、特別措置として地連単位に県本部代表者2人の女性枠を追加する。女性枠の割り振り先県本部については地連内で調整する。（注：この措置の効果は、各県参加者総数74人（56+18）うち女性18人、本部総数35人（現行26+9）うち女性13人、合計109人うち女性31人（女性比率28.4%））

なお、女性副会長が就任している県本部は女性副会長の出席に努める。

#### <役員会>

本部役員のジェンダーバランスを改善するためには、県本部・地連の会長・事務局長の30%を女性が占めるまで待つのではなく、一方の性が定数の30%を下回ることがないよう、以下の特別措置により役員選出を行う。また、役員と職員で構成する事務局体制についても、役職員交代時には、一方の性が30%を下回ることがないよう具体的な検討を行う。

なお、会議開催にあたり、Web参加を容認するとともに、会議そのもののWeb開催に努めることにより経費増を抑制する。

**特別措置** 選挙区選出理事について、各選挙区に1人の定数を追加し総数を現行の16から25とした上で、各選挙区1人以上の女性役員選出を義務付ける。全国区選出役員については複数配置の役職について1人以上の女性選出を義務付け、退連派遣理事を含め1人配置の役職については改選時に女性の選出に努力する。

(注：現状と重ねると、総数35人、うち男性22人（62.9%）女性13人（37.1%）の可能性がある。)

(2) 地連・県本部・単会の取り組み

- ① 自治退加盟のすべての組織は、一方の性が全体の30%を下回らない役員構成を目指とすることを方針として確立する。各地連・県本部・単会は本部の取り組みを参考に、それぞれの事情に即し達成時期の目標設定、及び30%超に至るためのアクションプランを定める。プランに則り女性登用を開始するにあたっては、複数の登用を原則とする。
- ② 自治退本部第49回定期総会（2025年開催）までに以下の取り組みを行う
  - ア 女性役員がゼロの組織はゼロを解消し、2人以上の役員を登用する。
  - イ 女性役員の比率が会員に占める女性比率を下回る組織は、女性比率に達するまで女性役員を増員する。
  - ウ 上記を達成している組織は一方の性が全体の30%を下回らない役員構成となるよう、役員改選の度ごとに改善を継続する。

(3) 各組織はジェンダー平等推進委員会（仮称）を設置する。

- ① 各組織のジェンダー平等推進委員会はジェンダー平等アクションプランを策定する。プラン決定後はアクションプランの進捗状況をモニタリングし、役員会に報告するとともに、改善のための提言を行う。
- ② 推進委員会は、各組織役員会三役のメンバーが責任者となり、一方の性が全体の30%を下回らない構成となるよう人選を行う。  
自治退本部は役員会が推進委員会を兼任する。
- ③ 各組織全体がジェンダー平等の取り組みを共有するため、推進委員会代表者・事務局長等責任あるポストに女性委員会（仮称）役員や女性会員を積極的に登用する。

(4) 地連・県本部・単会に女性委員会（仮称）を設置する。ただし、単会については、その構成員及び単会への組織化対象が男女いずれか一方の性のみである場合は、設置しないことができる。

女性委員会（仮称）は下記の課題実現を目的とする。

- ① 女性会員のジェンダー平等にむけたエネルギーを顕在化し、女性会員の関心・問題意識を自治退の運動に生かし豊富化する。
- ② 女性委員会（仮称）の三役等の役員を地連・県本部・単会の三役や役員に位置付け、ジェンダー平等の取り組みの組織全体への波及をはかる。

### 3. アクションプランの期間

#### ◎計画期間

第1期 策定 時～2025年11月（定期総会）

第2期 2025年11月～2027年11月（定期総会）

（計画期間中は、定期的に検証を行い組織的対応を検討する）

自治退ジエンダー平等推進計画ロードマップ

|     |        | 第1期                           | 第2期                      |
|-----|--------|-------------------------------|--------------------------|
|     |        | 2023年11月→2025年11月             | 2025年11月→2027年11月        |
| 本部  | 総会     | 30%の選出（本部が通知）、女性代議員特別枠（1人県本部） | 女性特別枠の解消に向けて、女性参画30%以上達成 |
|     | 県代表者会議 | 地連2人の女性枠の措置                   |                          |
|     | 役員会    | 選挙区に1人の女性枠理事の措置、複数役職は1人の女性選出  | 女性参画30%以上達成              |
|     | 事務局    | 30%の達成に向けた検討開始、欠員は女性の確保       |                          |
| 県本部 | 委員会設置  | ジェンダー平等推進委員会の設置（30%確保）        | 一層の活性化を図る                |
|     |        | 女性委員会の設置（女性参画30%以上進捗状況の点検・推進） |                          |
|     | 役員会    | 女性役員数0を解消し、2人以上の登用            | 達成後は、さらに増加するよう努力         |
|     |        | 女性役員30%確保に向け改善を図る             |                          |
| 単会  | 委員会設置  | ジェンダー平等推進委員会の設置（30%確保）        | 一層の活性化を図る                |
|     |        | 女性委員会の設置（女性参画30%以上進捗状況の点検・推進） |                          |
|     | 役員会    | 女性役員数0を解消し、2人以上の登用            | 達成後は、さらに増加するよう努力         |
|     |        | 女性役員30%確保に向け改善を図る             |                          |

※ 組織実態調査に基づき毎年度進捗状況を点検する。

2023年9月作成